事務事業評価シート　（評価対象年度：平成30年度）

1.基本的事項 【PLAN】

①事務事業名	障害支援区分認定審査会事業	②事業番号	4607
③事業類型	1．法上（必須）事業	④開始年度	平成 28 年度
⑤終了予定年度			設定なし
⑥根拠法令等	○法令　条例　○規則　要綱　計画等　その他	法令等の名称	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約
⑦実施手法	○直営　全部委託　一部委託　補助・負担　その他		
⑧関連予算科目コード	款 3　項 1　目 8	細目	8
⑨担当部名	健康福祉部	⑩担当課名	障害福祉課
会計	一般会計		

2．事務事業の現状把握 【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

（1）対象（誰、何に対して事業を行うのか）	対象指標（対象者数を表す指標）	単位
① 障害福祉サービスの利用を希望する者（認定審査会での支援区分認定を要する者）	① 認定審査会処理見込件数	件
②	②	

（2）事業内容（具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか）	活動指標（活動の量を表す指標）	単位
障害者総合支援法に定める介護給付サービスを利用するにあたり、必要となる障害支援区分認定のため、2市1町（泉南市・阪南市・岬町）で構成される「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会」運営のための事業。平成28年度から平成30年度まで泉南市が事務局。令和元年度は岬町が事務局となり、3年毎に2市1町で事務局を輪番する。	① 認定審査会年間開催回数	回
	②	
	③	

（3）意図（対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか）	成果指標（意図の達成度を表す指標）	単位
必要な障害福祉サービスを給付することで、障害者の自立生活を促進する。	① 障害支援区分認定審査件数	件
	計算式	
	②	
	計算式	
	③	
	計算式	

（4）結果（対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連）	総合計画体系上の位置付け		
必要な障害福祉サービスを給付し、障害者がその人らしくいきいきと自立して生活できる。	政策（章）	2	みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大（節）	3	みんなで支えあう福祉のまちをめざします
	施策中	3	障害福祉の充実
	施策小	3	福祉サービスの充実

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標①	認定審査会処理見込件数	件	453	474	555	503	—	
対象指標②								
活動指標①	認定審査会年間開催回数	回	24	24	32	24	—	平成30年度は、制度開始時の更新者が多いため、審査見込件数が多いため、回数も多い。
活動指標②							—	
活動指標③								
成果指標①	障害支援区分認定審査件数	件	360	336	445	503	—	
成果指標②							—	
成果指標③								
事業費 投入人員	正職員	人	0.40	0.40	0.64	0.40		事業費などの推移における特殊要因などの説明
	任期付職員	人	0.97	0.99	0.99	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費 事業費	人件費（投入人員＊単価）	千円	6,348	6,360	8,436	3,243		平成28～30年度まで泉南市が事務局のため予算化。令和元年度からは、事務局が岬町になるため、直接事業費は負担金のみ。
	直接事業費	千円	2,546	2,607	3,378	2,335		
	総事業費	千円	8,894	8,967	11,814	5,578		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	3,028	3,297	3,701	0		
	一般財源	千円	5,866	5,670	8,113	5,578		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約に基づき、平成28年度より泉南市が事務局となった。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	障害者総合支援法に基づき、今後も事務局輪番により、認定審査会事業が実施される見込み。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価 【CHECK】

〔1〕目的妥当性（必要性）　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　〔1〕の評価 A

評価項目			評価及び理由・説明等
①事務事業の意図すること（目的）は、上位施策（施策小）の達成に貢献しますか。	ア	ア．する イ．ある程度 ウ．しない	障害のある人の生活支援や就労支援につながっている。
②税金を使って達成する目的ですか。 （市が関与する必要がありますか、市民（特に納税者）の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。）	ア	ア．はい イ．ある程度 ウ．いいえ	障害者総合支援法に基づき、市が実施する必要がある。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 （他団体と比較してどうですか。）	ア	ア．合っている イ．ある程度 ウ．いない	障害者総合支援法により、定められている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活（あるいは上位施策）への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア	ア．影響がある イ．ある程度 ウ．ない	障害者総合支援法により、定められており、休止・廃止はできない。

〔2〕有効性　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　〔2〕の評価 A

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア	ア．得られている イ．ある程度 ウ．いない	障害者総合支援法により定められた成果は得られている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 （事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。）	イ	ア．ある イ．ない	障害者総合支援法により定められた事業のため、工夫は難しい。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ウ	ア．類似なし イ．できる ウ．できない	障害者総合支援法により定められた事業であり、統廃合や連携はできない。

〔3〕効率性　A.高い　B.やや高い　C.やや低い　D.低い　〔3〕の評価 A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト（直接事業費＋人件費）を削減する手法はありませんか。 （業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。）	イ	ア．ある イ．ない	障害者総合支援法により、市が実施する必要があり、大幅なコスト削減は難しい。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 （歳入確保はできませんか。）	イ	ア．ある イ．ない	障害者総合支援法により定められているため、適正化の余地なし。

4. 総合評価

	評価（A～D）	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	
総合評価	A	今後も円滑なサービスの提供ができるよう、適正な運営が必要である。	A：現状のまま事業を進めることが適当 B：事業の進め方に改善が必要 C：事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D：事業の統合、休止・廃止の検討が必要

5. 改革、改善案 【ACTION】

＜今後の方向性＞

ア

ア．現状のまま継続　イ．見直しのうえで継続　ウ．終了（　　年まで）　エ．休止（　　年から）　オ．廃止（　　年から）

＜今後の展開方針＞

a. 重点化する（集中的なコスト投入）
b. 手段を改善する（実施主体や実施手段を変える）
c. 効率化する（コストを下げる）
d. 簡素化する（規模を縮小する）
e. 統合する（他の事務事業と統合する）

①改革、改善の具体案、実施年度など	平成30年度までが泉南市が事務局。令和元～3年度までは岬町、令和4～6年度までは阪南市が事務局となる。令和7年度に泉南市が事務局となる（予定）。
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	―